

【閲覧用】

令和 4 (2022) 年第 11 回 飯塚市農業委員会総会 議事録					
開催年月日	令和 4 (2022) 年 10 月 7 日 (金)				
開催場所	飯塚市役所本庁 2 階 多目的ホール				
開会	午後 2 時	閉会	午後 2 時 40 分		
議事及び 議決結果	番号	件名		結果	備考
	議案第 50 号	農地法第 3 条の許可申請について		許可	3 件
	議案第 51 号	農地転用計画変更申請について		許可相当	1 件
	議案第 52 号	農地法第 5 条の許可申請について		許可相当 保留	6 件 1 件
	議案第 53 号	農用地利用集積計画 (利用権設定) について		決定	31 件
	議案第 54 号	農地法第 32 条の規定に基づく利用意向調査の対象農地の決定について		決定	—
	議案第 55 号	農業委員会の適正な事務実施について		決定	—
	協議第 13 号	農地改良について		受理	1 件
	報告第 30 号	農地法第 18 条第 1 項ただし書による合意解約の報告について		済	14 件
	報告第 31 号	引き続き特定貸付けを行っている旨の証明について		済	1 件
	報告第 32 号	農地転用完了等の報告について		済	—
出席委員	農業委員	16 人	農地利用 最適化推進委員	6 人	
欠席委員	農業委員		3 人		
署名委員	18 番	伏原 和也	19 番	原田 敏行	
事務局	局長	田中 善広	係長	植木 功	
	主任	安藤 正紘	主事補	野中 智仁	
	会計年度職員	市吉 英男	会計年度職員	松隈 光明	

農業委員出席状況 (16名)

番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠
1	須堯 忠臣	○	11	藤田 武治	○
2	藤井 光生	○	12	嶋田 百合子	○
3	橋本 周	○	13	奥野 智明	○
4	高野 敏治	○	14	田中 一平	○
5	多田 憲昭	○	15	畠中 五恵子	○
6	新開 剛	—	16	嶋田 正志	—
7	岡松 美由紀	○	17	小山 光治	—
8	谷口 一峰	○	18	伏原 和也	○
9	水間 惣吾	○	19	原田 敏行	○
10	吉原 文明	○			

農地利用最適化推進委員出席状況 (6名)

番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠
1	宮本 精一	—	16	山本 眞二	—
2	幸崎 勲	○	17	大久保 敏昭	○
3	三村 保始	—	18	久井田 和則	—
4	肘井 郁秀	○	19	松尾 重治	—
5	高木 俊巳	○	20	大隈 雄二	—
6	市吉 敏浩	○	21	中野 良則	—
7	城丸 浩二	—	22	稲富 政文	—
8	池田 益男	—	23	多田 信之	—
9	末永 保	—	24	青木 卓也	—
10	矢野 正剛	—	25	伊藤 親男	—
11	河邊 敏浩	○	26	佐野 元春	—
12	星野 弘明	—	27	谷 義昭	—
13	大庭 良幸	—	28	立川 幸治	—
14	清水 政治	—	29	森田 輝巳	—
15	葛原 春美	—	30	高松 安幸	—

議案第 50 号第 1 項 農地法第 3 条の許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
譲受人	[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]	耕作面積 耕作者数	[REDACTED] [REDACTED]
譲渡人	[REDACTED] [REDACTED]		
備考	売買		
第 3 条第 2 項各号	非該当のため、許可要件を満たす。		
補足説明	なし		
地区推進委員報告	<p>(11 番推進委員：河邊委員) ※地区担当推進委員が欠席のため。 星野委員からの書類を言付かってきておりますので代読させていただきます。「9 月 28 日現地において申請人から説明を受けました。当該農地は以前、バラのハウス栽培が行われており、7 棟のハウスがあります。今後は申請者が修理等を加えイチゴ栽培に利用するとのことでした。なお、[REDACTED]は農地所有適格法人であり、耕作面積、農機具等も十分ですので何ら問題ないと思われます。」以上です。</p>		
質疑・意見	なし		
審議結果	許可		

議案第 50 号第 2 項 農地法第 3 条の許可申請について

※議案第 50 号第 3 項と一括審議

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
譲受人	[REDACTED] [REDACTED]	耕作面積 耕作者数	[REDACTED] [REDACTED]
譲渡人	[REDACTED] [REDACTED]		
備考	交換 議案第 50 号第 3 項と関連。		
第 3 条第 2 項各号	非該当のため、許可要件を満たす。		
補足説明	なし		
地区推進委員報告	<p>(4 番推進委員：肘井委員) 9 月の下旬に [REDACTED] から連絡がありました。10 月 3 日に [REDACTED] とともに現地を確認しに行きました。双方とも書類のとおり、農地をまとめて作業効率を上げるという理由による交換ということをお話されました。双方とも既に水稻を作っており、機械等も所有されており、何ら問題なし。</p>		
質疑・意見	なし		
審議結果	許可		

議案第 50 号第 3 項 農地法第 3 条の許可申請について

※議案第 50 号第 2 項と一括審議

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
譲受人	[REDACTED] [REDACTED]	耕作面積 耕作者数	[REDACTED] [REDACTED]
譲渡人	[REDACTED] [REDACTED]		
備考	交換 議案第 50 号第 2 項と関連。		
第 3 条第 2 項各号	非該当のため、許可要件を満たす。		
補足説明			
地区推進委員報告	議案第 50 号第 2 項にて記載。		
質疑・意見			
審議結果	許可		

議案第 51 号第 1 項 農地転用事業計画変更申請について

※議案第 52 号第 1 項と関連

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
変更前の事業計画 に従った実施状況	造成完了	農地 区分	1 種 (10ha 以上の連担) (集落接続)
当初転用者	[REDACTED] [REDACTED]		
承継者	[REDACTED] [REDACTED]		
当初事業計画	縫製工場		
変更後事業計画	一般住宅		
備考	売買 平成 14 年 11 月 1 日付け 14 飯農計第 32 号にて許可を受けていたもの。 議案第 52 号第 1 項と関連。		
造成	最大 20cm 程度の盛土工。		
進入口	南西側市道からの進入。		
土留め	北西側の一部及び南東側において、コンクリートブロック擁壁を新設。 南西側において、道路幅員 4m の位置までセットバックを行い、市道へ擦り 付け。		
被害防除	北西側、北東側及び南東側において、高さ 80cm のフェンスを新設。		

雨水排水	申請地内に溜桝を敷設し、南西側道路側溝へ放流。
生活雑排水	合併浄化槽を敷設し、雨水同様の経路にて放流。
工事計画期間	令和4年11月4日から令和5年2月28日まで
水利同意	生産組合の同意あり。
第5条第2項各号	(資金) 自己資金及び金融機関からの融資。残高証明及び融資証明書あり。 (信用) 現在、違反転用事案なし。
補足説明	議案第52号第1項にて記載。
地区推進委員報告	
現地調査報告	
質疑・意見	
審議結果	許可相当

議案第52号第1項 農地法第5条許可申請について

※議案第51号第1項と関連

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
権利内容	所有権		
譲受人	[REDACTED]	農地 区分	1種 (10ha以上の連担) (集落接続)
譲渡人	[REDACTED]		
転用目的 施設の概要	一般住宅 134.98㎡ 建ぺい率 24.54%		
備考	売買 平成14年11月1日付け14飯農計第32号にて許可を受けていたもの。 議案第51号第1項と関連。		
造成	最大20cm程度の盛土工。		
進入口	南西側市道からの進入。		
土留め	北西側の一部及び南東側において、コンクリートブロック擁壁を新設。 南西側において、道路幅員4mの位置までセットバックを行い、市道へ擦り付け。		
被害防除	北西側、北東側及び南東側において、高さ80cmのフェンスを新設。		
雨水排水	申請地内に溜桝を敷設し、南西側道路側溝へ放流。		
生活雑排水	合併浄化槽を敷設し、雨水同様の経路にて放流。		
工事計画期間	令和4年11月4日から令和5年2月28日まで		
水利同意	生産組合の同意あり。		
第5条第2項各号	(資金) 自己資金及び金融機関からの融資。残高証明及び融資証明書あり。 (信用) 現在、違反転用事案なし。		

補足説明	①計画変更申請が必要となったのは、転用許可後、施工完了まで至らず計画通りの利用を断念したため。 ②北西側において、市管理用地(水路・溜柵)の私有地への越境あり。 越境部分については、分筆後に市へ寄付採納を行う旨を申請者と市農業土木課担当者との間で協議済。
地区推進委員報告	(6番推進委員：市吉委員) 9月20日に工務店の[]より説明を受けました。転用目的は一般住宅とのことです。[]の[]生産組合からの同意を得ておりますので、計画どおりの施工であれば問題なし。
現地調査報告	9月28日の執行部による現地調査及び検討会について報告。特に問題なし。
質疑・意見	なし
審議結果	許可相当

議案第52号第2項 農地法第5条許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[]		
権利内容	所有権		
譲受人	[]	農地 区分	2種 (10ha未滿)
譲渡人	[]		
転用目的 施設の概要	一般住宅 1棟 80.73㎡ カーポート 1棟 10.32㎡	建ぺい率	22.59%
備考	売買		
造成	現況を均す程度。		
進入口	市道に接している隣接宅地([])から進入。		
土留め	特段の施工なし。		
被害防除	進入路を除く申請地北側、及び東側において、コンクリートブロック1段を設置。		
雨水排水	地盤浸透による自然流下。また、勾配により隣接宅地を経由し既設溜柵に放流。		
生活雑排水	合併浄化槽を敷設し、埋設管を経由後、既存溜柵へ放流。		
工事計画期間	許可日から令和5年5月20日まで		
水利同意	[]生産組合の同意あり。		
第5条第2項各号	(資金) 金融機関からの融資。融資証明書あり。 (信用) 現在、違反転用事案なし。		
補足説明	申請地西側に隣接宅地の既設擁壁が越境しているため、地権者間にて越境に関する同意書の添付あり。		
地区推進委員報告	(11番農業委員：藤田委員) ※地区担当推進委員が欠席のため。 9月10日に測量士の[]より図面による状況説明を受け、推進委員		

	の山本さんと後日、現地確認をしました。現地は周囲を住宅地に囲まれた土地であり、地目は畑になっておりますが、更地の状態で何も作られていない状態です。一般住宅を建てられるにあたって、合併浄化槽の設置、雨水等は入口の溜槽に放流されるようになっており、地元生産組合の同意もあり、事務局の説明どおり施工されれば問題なし。
現地調査報告	9月28日の執行部による現地調査及び検討会について報告。特に問題なし。
質疑・意見	なし
審議結果	許可相当

議案第52号第3項 農地法第5条許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
権利内容	所有権		
譲受人	[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]	農地 区分	3種 (第一種住居地域)
譲渡人	[REDACTED] [REDACTED]		
転用目的 施設の概要	宅地分譲		
備考	売買		
造成	最大140cm程度の盛土工。		
進入口	南西側市道からの進入。		
土留め	北東側において、L型擁壁を新設。 北西側及び南東側において、コンクリートブロック擁壁を新設。 南西側の境界から市道までの間については、自主施工によるアスファルト舗装。		
被害防除	北東側及び北西側において、高さ120cmのフェンスを設置。		
雨水排水	申請地内に縦断用FPU側溝を敷設し、北西側水路へ放流。		
生活雑排水	南西側既設公共下水管に接続放流。		
工事計画期間	令和4年11月15日から令和5年2月28日まで		
水利同意	[REDACTED]農区の同意あり。		
第5条第2項各号	(資金) 自己資金。残高証明書あり。 (信用) 現在、違反転用事案なし。		
補足説明	北西側の通路敷(58.00㎡)については、幅3.5mで張りコンクリート舗装を行い北東側農地への進入路として確保のため新設するもの。		
地区推進委員報告	(2番推進委員：幸崎委員) 9月29日に[REDACTED]地区、[REDACTED]、土地調査員の方から現地で説明を受けました。農区の同意も貰っております。		
現地調査報告	9月28日の執行部による現地調査及び検討会について報告。特に問題なし。		
質疑・意見	なし		

審議結果	許可相当
------	------

議案第 52 号第 4 項 農地法第 5 条許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
権利内容	所有権		
譲受人	[REDACTED] [REDACTED]	農地 区分	2 種 (10ha 未満)
譲渡人	[REDACTED] [REDACTED]		
転用目的 施設の概要	住宅拡張		
備考	贈与		
造成	最大 60cm 程度の盛土工。		
進入口	北側に新設される道路から進入。		
土留め	東側、西側においては、隣接宅地のコンクリートブロックに擦り付け。 北側、南側においては、土羽を形成し新設道路及び畦畔へ擦り付け。		
被害防除	なし		
雨水排水	主に敷地内自然浸透。 処理しきれない表面雨水については、北側に新設される道路側溝へ放流。		
生活雑排水	なし		
工事計画期間	令和 4 年 11 月 10 日から令和 4 年 12 月 20 日まで		
水利同意	[REDACTED] 水利組合の同意あり。		
第 5 条第 2 項各号	(資金) 隣接宅地造成時に盛土を行うため、必要なし。 (信用) 現在、違反転用事案なし。		
補足説明	なし		
地区推進委員報告	(14 番農業委員：田中委員) ※地区担当推進委員が欠席のため。 9 月 22 日に [REDACTED] の [REDACTED] に説明を受けました。転用目的は住宅拡張となっております。また本件に関して [REDACTED] 水利組合の同意があり、何ら問題なし。		
現地調査報告	9 月 28 日の執行部による現地調査及び検討会について報告。特に問題なし。		
質疑・意見	なし		
審議結果	許可相当		

議案第 52 号第 5 項 農地法第 5 条許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]
権利内容	所有権

譲受人	■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■	農地 区分	2種 (10ha未満)
譲渡人	■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■		
転用目的 施設の概要	貸駐車場		
備考	売買		
造成	現況を均す程度。造成後の表面は砂利敷。		
進入口	西側市道からの進入。		
土留め	特段の施工なし。		
被害防除	特段の施工なし。		
雨水排水	主に自然浸透。		
生活雑排水	なし		
工事計画期間	令和4年11月10日から令和4年12月10日まで		
水利同意	■■■■農区の同意あり。		
第5条第2項各号	(資金) 自己資金。残高証明書あり。 (信用) 現在、違反転用事案なし。		
補足説明	なし		
地区推進委員報告	(5番推進委員：高木委員) 先日、現地の確認をさせていただいております。その後、設計事務所の担当の方と面談して説明を聞いております。周りの道路に車があり、ちょうど朝出勤前の時間帯に行きましたので、路上駐車されるより、貸駐車場を造られた方が良いと思えました。貸駐車場に転用することについて別に異議はありませんが、道路よりちょっと高くなりますので「土留め関係は特段の施工なし、被害防除もなし、雨水については自然透水。」ということになっておりますが、今の時期の雨の降り方を考えると、雨水処理なり土留めを設計に入れておく必要があると思います。皆さん図面を見ていると思いますが、道路の横に防草シートか何かで周りを囲んであります。現状を見ると雨が多いから土砂と一緒に道路上に流れてくるのではないかなと思います。この点について話を聞きましたら「流れてきたときに対処する。」という意見がありましたので、そういうことではいけないのではないかと思います。ここの部分の土留め処理、被害防除をしていただかないといけないと思いますので、現状の中身は設計変更していただきたい。このままでは、私としては、申請は保留なり……してもらいたくないなと思います。貸駐車場はいると思いますので、設計だけして頂ければいいのではないかと思います。		
質疑・意見	(事務局) 申請前から何度か事前協議を行っており、現状の地目が畑で道路レベルより少し高い土地になっております。現状の雨水排水は同じように自然浸透で近隣のトラブルもないということであったため、土留め関係について特段の指摘は行っておりません。先程も高木推進委員がおっしゃいましたが、業者・		

	<p>申請者の意見としては、市道へ砂利や土砂等の流出がないと考えており、仮に流出が発生した場合は自社において責任をもって清掃を行うと伺っております。</p> <p>(5 番推進委員：高木委員)</p> <p>今の意見であれば、許可をして問題が発生した後に処理をします。そういう意見だと思いますが、私はそれではいけないのではないかと思います。ここの貸駐車場の方は地元におられませんので、道路に土砂等が流れ出てきたとき、どなたがどこに苦情を言うのか。たぶん市役所の道路管理者に言われるかもしれませんが、事前に問題が起きないように確認をして、処理しないといけないと思います。</p> <p>(議長)</p> <p>暫時休憩といたします。</p> <p>～休憩～</p> <p>(議長)</p> <p>委員会を再開いたします。</p> <p>(事務局)</p> <p>いま高木推進委員から頂いた意見につきましては、申請者にお伝えして、計画の練り直しや計画図面の修正、地元の水利承諾の取り直しを行い整理したうえで、次回以降の総会で審議をお願いしたいと思います。</p>
審議結果	保留

議案第 52 号第 6 項 農地法第 5 条許可申請について

土地の所在地	[REDACTED]		
地目、面積	[REDACTED]		
権利内容	所有権		
譲受人	[REDACTED]	農地 区分	3 種 (第一種住居地域)
譲渡人	[REDACTED]		
転用目的 施設の概要	宅地分譲		
備考	売買		
造成	最大 60cm 程度の盛土工。		
進入口	南東側市道より各区画へ進入。		
土留め	西側において、コンクリートブロックを設置。 北側、東側においては、隣接宅地の既存擁壁になげかけ。		
被害防除	隣接する農地がないため被害防除の必要なし。		
雨水排水	各分譲地には、敷地内に雨水桝、排水管等を設置し南側水路へ放流。		
生活雑排水	各分譲地には、合併浄化槽が敷設されることとなっており、雨水同様、南側水路へ放流。		

工事計画期間	令和4年11月25日から令和4年12月20日まで
水利同意	■■■■水利組合の同意あり。
第5条第2項各号	(資金) 自己資金。残高証明書あり。 (信用) 現在、違反転用事案なし。
補足説明	なし
地区推進委員報告	(14番農業委員：田中委員) ※地区担当推進委員が欠席のため。 9月19日に■■■■の■■■■に説明を受けました。転用の目的は住宅2棟分の宅地分譲となっております。水利同意につきましては、■■■■水利組合の同意もあり、何ら問題なし。
現地調査報告	9月28日の執行部による現地調査及び検討会について報告。特に問題なし。
質疑・意見	なし
審議結果	許可相当

議案第52号第7項 農地法第5条許可申請について

土地の所在地 地目、面積	■■■■		
権利内容	所有権		
譲受人	■■■■ ■■■■	農地 区分	2種 (10ha未満)
譲渡人	■■■■ ■■■■		
転用目的 施設の概要	店舗 1棟 63.45㎡		
備考	売買 平成15年3月3日付け15飯農第30号にて許可を受けていたもの。		
造成	特段の施工なし。		
進入口	南西側市道からの進入。		
土留め	特段の施工なし。		
被害防除	特段の施工なし。		
雨水排水	申請地内に配水管を敷設し、南西側道路側溝へ放流。		
生活雑排水	なし		
工事計画期間	令和4年11月5日から令和5年2月5日まで		
水利同意	■■■■農区の同意あり。		
第5条第2項各号	(資金) 自己資金。残高証明書あり。 (信用) 現在、違反転用事案なし。		
補足説明	①過去の転用許可について 平成15年3月3日付けで5条転用許可後、造成まで完了。 工事完了及び地目変更未。 本来、計画変更申請も必要となるが、当初転用者(借主)が死亡しているため、計画変更申請は不要。飯塚農林事務所農山村振興課農地係担当者へ確		

	<p>認済。</p> <p>②始末書について</p> <p>事前着工のため始末書添付での申請。</p> <p>【経緯】</p> <p>当該土地については、平成 15 年 3 月 3 日付けで店舗敷への使用貸借権での転用申請許可を受けていたが、工事完了及び地目変更まで完了せず。その後、当時の借主とは別人が店舗を建設する計画となったが、所有者の認識不足により建築を了承し、事前着工を行ったもの。</p> <p>以上の経緯を踏まえ、正副会長検討会及び飯塚農林事務所農山村振興課農地係担当者との協議を行った結果、始末書添付での追認にて申請を受け付けたもの。</p>
地区推進委員報告	<p>(6 番推進委員：市吉委員)</p> <p>9 月 21 日に土地家屋調査士の新田氏より説明を受けました。転用目的は店舗とのことです。本件は、事前着工案件となっておりますが、事務局からの補足説明があったとおり、始末書付きでの申請となっております。今までの経緯を十分説明したうえで、地元の農区からの同意を得ております。</p>
現地調査報告	9 月 28 日の執行部による現地調査及び検討会について報告。特に問題なし。
質疑・意見	なし
審議結果	許可相当

議案第 53 号 農用地利用集積計画（利用権設定）について

地目別 設定面積	田	139,826.00 m ²		
	畑	1,483.00 m ²		
	樹園地	0.00 m ²		
	採草放牧地	0.00 m ²		
	計	141,309.00 m ²		
作物別 設定面積	水稲	(3 年以下)	26,530.00 m ²	10 件
		(6 年以下)	33,978.00 m ²	9 件
		(10 年以下)	80,432.00 m ²	11 件
		計	140,940.00 m ²	30 件
	野菜	(6 年以下)	369.00 m ²	1 件
		計	369.00 m ²	1 件
	計	(3 年以下)	26,530.00 m ²	10 件
		(6 年以下)	34,347.00 m ²	10 件
		(10 年以下)	80,432.00 m ²	11 件
		計	141,309.00 m ²	31 件
第 18 条第 3 項各号	(要件) 該当のため、許可要件を満たす。			
補足説明	なし			
質疑・意見	なし			

補足説明	なし
地区推進委員報告	(17 番推進委員：大久保委員) 10 月 4 日に申請者と一緒に現地確認しました。畦畔が下がったり痩せたりしている場所が見受けられました。現在申請者は畜産を営んでおられまして、現地でも複数年牧草を栽培されております。畦畔補修後はただちに牧草の種子などをまいて栽培されるように伺っております。
質疑・意見	なし
審議結果	受理

報告第 30 号第 1 項 農地法第 18 条第 1 項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	[Redacted]		
借主	[Redacted]		
貸主	[Redacted]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和 4 年 8 月 29 日
備考	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和 4 年 8 月 29 日
結果	済		

報告第 30 号第 2 項 農地法第 18 条第 1 項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	[Redacted]		
借主	[Redacted]		
貸主	[Redacted]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和 4 年 8 月 18 日
備考	使用貸借設定（基盤）	引渡年月日	令和 4 年 11 月 30 日
結果	済		

報告第 30 号第 3 項 農地法第 18 条第 1 項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	[Redacted]		
借主	[Redacted]		
貸主	[Redacted]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和 4 年 9 月 14 日
備考	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和 4 年 9 月 14 日

結果	済
----	---

報告第 30 号第 4 項 農地法第 18 条第 1 項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	[Redacted]		
借主	[Redacted]		
貸主	[Redacted]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和 4 年 9 月 20 日
備考	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和 4 年 9 月 20 日
結果	済		

報告第 30 号第 5 項 農地法第 18 条第 1 項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	[Redacted]		
借主	[Redacted]		
貸主	[Redacted]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和 4 年 9 月 20 日
備考	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和 4 年 9 月 20 日
結果	済		

報告第 30 号第 6 項 農地法第 18 条第 1 項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	[Redacted]		
借主	[Redacted]		
貸主	[Redacted]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和 4 年 9 月 20 日
備考	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和 4 年 9 月 20 日
結果	済		

報告第 30 号第 7 項 農地法第 18 条第 1 項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	[Redacted]		
借主	[Redacted]		

貸主	[REDACTED]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和4年9月20日
備考	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和4年9月20日
結果	済		

報告第30号第8項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
借主	[REDACTED]		
貸主	[REDACTED]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和4年9月20日
備考	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和4年9月20日
結果	済		

報告第30号第9項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
借主	[REDACTED]		
貸主	[REDACTED]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和4年9月20日
備考	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和4年9月20日
結果	済		

報告第30号第10項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
借主	[REDACTED]		
貸主	[REDACTED]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和4年9月20日
備考	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和4年9月20日
結果	済		

報告第 30 号第 11 項 農地法第 18 条第 1 項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	[Redacted]		
借主	[Redacted]		
貸主	[Redacted]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和 4 年 9 月 20 日
備考	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和 4 年 9 月 20 日
結果	済		

報告第 30 号第 12 項 農地法第 18 条第 1 項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	[Redacted]		
借主	[Redacted]		
貸主	[Redacted]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和 4 年 9 月 20 日
備考	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和 4 年 9 月 20 日
結果	済		

報告第 30 号第 13 項 農地法第 18 条第 1 項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	[Redacted]		
借主	[Redacted]		
貸主	[Redacted]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和 4 年 9 月 20 日
備考	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和 4 年 9 月 20 日
結果	済		

報告第 30 号第 14 項 農地法第 18 条第 1 項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	[Redacted]		
借主	[Redacted]		
貸主	[Redacted]		

解約事由	双方合意	合意年月日	令和4年9月22日
備考	3条使用設定(委員会)	引渡年月日	令和4年9月22日
結果	済		

報告第31号第1項 引き続き特定貸付けを行っている旨の証明について

申請人(受贈者)	住所	■■■■■
	氏名	■■■■■
引き続き特定貸付けを行っている期間	令和4年2月8日から令和4年9月2日	
参考事項	租税特別措置法第70条の4第1項	

報告第32号 農地転用完了等の報告について

①前月中に	
(1) 完了予定日を迎えた転用案件	
(2) 完了確認を行った転用案件	
(3) 現況証明書を交付した転用案件	
②今月中に	
(1) 完了予定日を迎える転用案件	
③前月中に	
(1) 非農地証明を交付した案件	
備考	なし
結果	済